

先験的理念と弁証的推理

The transcendental ideas and the dialectical inferences

林 昌 道
Masamichi Hayashi

はじめに

Kantにおいて先験的理念は体系化形式としての理念と如何なる関係にあるのであろうか。また先験的理念は弁証的推理と如何なる関係にあるのであろうか。この小論は上の問題の解決の手がかりを得んとするものである。

1. 理 念

1) 先験的理念

Kantは理性について論理的使用と実在的使用とを区別している。理性は論理的使用においては認識の凡ての内容を捨象する。また実在的使用においては理性は、感官からも悟性からも借りて来ていない或る概念と原則との根源を包蔵している(Vgl. A299=B355)。理性の論理的能力は間接推理の能力である(Vgl. A299=B355)。

Kantは間接推理に関して次のようにいう。「あらゆる理性推理において私はまず悟性によって一つの規則を考える(大前提)。第二に私は判断力によって一つの認識を規則の制約の下に包摂する(小前提)。最後に私は私の認識を規則の述語によって、したがって理性によって先天的に規定する(結論)。斯くして大前提が規則として一つの認識とその制約との間に表わすところの関係が諸種の理性推理を構成する。理性推理は三種ある。判断が悟性における認識の関係を表わす仕方において互いに区別される限りにおけるあらゆる判断一般が三種あるが如くである。定言的、仮言的、選言的理性推理がそれである」(A304=B360-1)。

Kantは、理性が推論において悟性認識の大なる多様性を最も少数の原理へもたらし、それにより悟性認識の最高の統一を生ぜしめようとするのであるという(Vgl. A305=B361)。Kantによると、「理性推理における理性の形式的論理の手続きは、純粹理性による総合的認識における理性の先験的原理が如何なる根拠に基づくかということに関して既に十分な手引きを我々に与えている。第一に理性推理は、直観を規則の下にもたらず(悟性が範疇を以てする如く)べく直観に向うのではなく、概念と判断に向

う。……第二に理性はその論理的使用においてその判断(結論)の普遍的制約を求める。そして理性推理は判断の制約を普遍的規則(大前提)の下に包摂することによる一つの判断に他ならない。さてこの規則もまた理性の同じ試みを受けるが故に、そして之によって制約の制約が(前推理によって)できる限り探求されなければならぬが故に、(論理的使用における)理性一般の固有の原則は次のものとなることが判る。即ち悟性の被制約的認識に対して無制約者を見出し、以て悟性認識の統一を完成する、というものである。この論理的格率も、被制約者が与えられている場合次々と従属していつている制約の全系列(之はそれ自身無制約的である)も与えられている、と想定するということによらなければ純粹理性の原理となることはできない」(A306-8=B363-4)。「さて無制約者のみが制約の全体性を可能ならしめ、逆に制約の全体性が常にそれ自身無制約的なるが故に、純粹理性概念は一般に被制約者の総合の根拠を含む限りにおける無制約者の概念によって説明され得る」(A322=B379)。

Kantは純粹理性概念に関して更に次のようにいう。「あらゆる純粹概念一般は表象の総合的統一に関わるが、純粹理念の概念(先験的理念)はあらゆる制約一般の無制約的総合的統一に関わる。したがって凡ての先験的理念は三つの組に分かれる。第一の組は思惟の主観の絶対的(無制約的)統一を含み、第二の組は現象の制約の系列の絶対的統一を含み、第三の組は思惟一般のあらゆる対象の制約の絶対的統一を含む」(A334=B391)。Kantは理性の論理的使用と実在的使用との関係について次のようにも述べている。「理性は単に定言的理性推理に用いるまさに同一の機能の総合的使用によって必然的に思惟的主観の絶対的統一の概念に至らねばならない。仮言的理性推理における論理的手続きは与えられた制約の一つの系列における絶対的無制約者の理念を必然的に伴わねばならない。最後に選言的理性推理の単なる形式はあらゆる存在体の存在体という最高の理性概念を必然的に伴わねばならない」(A335-6=B392-3, Erdmannに従い in hypothetischen

Vernunftschlüssen die Idee vom と読む)。

Kantにおいて三つの先験的理論は類、種及び種の連続性の論理的原理が前提する理念と如何なる関係にあるであろうか。

2) 類、種及び種の連続性の論理的原理

Kantによれば、「多様な悟性認識の体系的統一即ち理性統一は、悟性のみでは規則に到達しない場合に理念によって悟性を助けて進ませ、同時に悟性の諸規則の相異に対して一つの原理の下における一致(体系的)と、それにより関連とをできる限り与える論理的原理である」(A648=B676)。Kantは之に続けていう。「しかし対象の性質或いは対象をそのようなものとして認識する悟性の本性がそれ自身体系的統一へと規定されているのか、我々がこの体系的統一を先天的に、理性のそのような関心を顧慮しなくても或る程度要請し、そして次のようにいうことができるのか、即ちあらゆる可能的悟性認識(その下には経験的悟性認識も属する)は理性統一を有し、あらゆる可能的悟性認識がその相異にも拘らずそれから導出され得るところの共通の諸原理の下にそれら悟性認識は属するということができるのか。それは理性の先験的原則であるだろう。斯かる原則は体系的統一を単に方法として主観的に必然的なもの、論理的に必然的なものたらしめるのではなく、客観的に必然的なものたらしめるであろう」(A648=B676)。

Kantは多様な悟性認識の体系的統一としての理性統一が論理的原理であると考えたが、斯かる論理的原理に類の論理的原理、種の論理的原理及び種の連続性の論理的原理の三つがあると考えた。之らの論理的原理はそれぞれ先験的原理を前提するとされる。先験的原理は体系的統一を客観的に必然的なものたらしめるものである。類の論理的原理についてKantは次のようにいう。「悟性の概念に従った統一の様々な種類の下には、力とよばれるところの実体の原因性の統一も属する。まさに同一の実体の様々な現象は最初見たときは極めて異種的な姿を呈するので、作用の行なわれるだけの数の実体の力を最初我々は殆ど想定しなければならぬ。人間の心性において感覚、意識、構想、想起、機智、識別力、快、欲求等についてそれだけの数の実体の力を想定しなければならぬ如くである。最初、比較により隠れた同一性を発見し、そして意識と結合された構想が想起、機智、識別力、恐らくは悟性と理性です

らあるのではないかを調べてみるということによって、之らの外見上の相異をできる限り減らすことを一つの論理的格率が命ずるのである。原力——そのようなものが存在するかどうかを論理学は全く突きとめないのであるが——の理念は少なくとも力の多様性の体系的表象という問題である。論理的理性原理はこの統一をできるだけ実現することを要求する。そして一方の力の現象と他方の力の現象が相互に同一であることが見出されれば、それだけ一層それらの現象が同一の力の異なった現われに他ならぬということがありそうなこととなる。この同一の力は(相対的に)それらの現象の原力と称し得る」(A648-9=B676-7)。「諸々の相対的原力は更に相互に比較されなければならない。それらの一致を見出すことによりそれらを唯一の根源的即ち絶対的原力に近づけるためにである。この理性統一はしかし単に仮說的である。斯かる力が実際に見出されねばならぬとは主張されない。我々の主張するのは、理性のために、即ち経験がもたらすかもしれぬ様々な規則に対して或る原理を設定するためにそのような力を探求しなければならぬ、そして可能な場合には斯様な仕方でも認識に体系的統一をもたらさねばならぬということである」(A649-50=B677-8)。Kantは上述の論理的原理を類の論理的原理とよんだ。この類の論理的原理が「始源(原理)は必要なくして多種にしてはならぬ」という命題で表わされているとKantはいう(Vgl. A652=B680)。類の論理的原理が先験的原理を前提するということについてのKantのことは次の如くである。「斯かる体系的統一を客体そのものに属するものとして、必然的として先天的に想定する先験的原理が前提されないならば、諸規則の理性統一の論理的原理が如何にして成立し得るかも實際察すべくもないのである」(A650-1=B678-9)。

種の論理的原理についてKantはいう。「類の論理的原理は同一性を要請する原理であるが、この原理にもう一つの原理、即ち種の原理が対立する。種の原理は、物の、その類の下における合致にも拘らず物の多様性と差異を必要とし、物の合致に劣らず物の多様性と差異に注目するよう悟性に指令する」(A654=B682)。種の論理的原理は「存在者の多様性は必要なくして減じられてはならぬ」という命題で表わされているとKantはいう(Vgl. A656=B684)。Kantは種の論理的原理が凡ての認識の体系的完全性を意図するものであるという(A655=B683)。

Kantによると、この場合「私は類から始めてその下に含まれるであろう多様に降りて来る、そしてそのようにして体系に拡張を与える。私が類へと遡る第一の場合に一様性を与えようと努める如くである。というのは類を示す概念の領域からは、その分割がどこまで進み得るかを察知することはできないからである。丁度物質の占める空間からはその分割がどこまで進み得るかを察知することができないように。したがってあらゆる類は様々な種を要求するが、種は様々な属を要求する。そしてもう領域（共通概念としての外延）をもため属は成立しないから、理性はその全拡張において、如何なる種も最も下位のものとそれ自体みなされないことを要求する」(A 655 = B 683)。

さてこの論理的原理も先験的原理を前提するのである。之についての Kant のことばをみよう。「この論理的法則も、もし根底に特殊化の先験的法則が存しないなら、意味と適用を有しないであろうということは容易にわかるところである。特殊化の先験的法則は勿論確かに我々の対象となり得る事物について差異についての現実的無限性を要求するものではない。というのは可能的分類についての論理的領域の無規定性を主張するだけのものとしての論理的原理はそのような要求に対して何らの機縁も与えぬからである。それにも拘らず、我々に現われるあらゆる種の下に属を求め、あらゆる差異に対してより小さな差異を求めることを悟性に課するのである。……この特殊化の法則も経験から借りて来られたものではあり得ない。というのは経験は斯くも進んだ説明を何ら与えることはできないからである。経験的特殊化は、もしそれが理性の原理としての、既に先行している特殊化の先験的法則によって多様の区別を求め、その区別が感官に現われないにも拘らずその区別をなお常に推定するように導かれていないなら、多様の区別において直ちに立ち止ってしまう。吸収性土類が様々な種（石灰土類、塩酸土類）を有することを発見するためには、差異を推測する程自然を内容豊富なものとして前提するというようにして差異を探求することを悟性に課するところの理性の先行的規則が必要であった。というのは我々は自然の対象が同種性をそれ自体有するという制約の下においてと同じように、自然における差異の前提の下においてのみ悟性を有するからである。なぜならば或る概念の下に包括され得るもののまさにその多様性こそこの概念の使用と悟性の仕事をつくり出す

からである」(A 656 - 7 = B 684 - 5)。

Kant は類の論理的原理及び種の論理的原理の他にもう一つ論理的原理を挙げている。種の連続性の論理的原理である。第三の原理は第一の原理と第二の原理を結合したものであるという (A 660 = B 688)。之はどういうことであろうか。Kant は類の論理的原理と種の論理的原理を理性の格率と看做している (Vgl. A 666 = B 694)。理性の格率というのは「客体の性質からではなくこの客体の認識の或る可能的完全性に関しての理性の関心から採られた主観的原則」である (A 666 = B 694)。理性の関心として統一性の関心と多様性の関心がある。類の論理的原理は統一性の関心に基づくものであり、種の論理的原理は多様性の関心に基づくものである。Kant によると或る思弁家においては統一性の関心が勢力を有し、他の思弁家においては多様性の関心が勢力を有する。両者ともにその判断を客体の洞察から得ていると信じているが、理性の関心に基づく二つの原理のいずれかに対する愛着をその判断の根底にしている。自然の統一性或いは自然の多様性という格率は、それらが「客観的洞察と看做される限り争いを惹き起すのみならず妨害をも惹き起す」が、十分結合されるのである (A 667 = B 695)。

さて類の論理的原理と種の論理的原理の結合によって生ずるのが形式に関する連続性の原理である (A 658 = B 686)。連続性の原理の発現について Kant は次のような根拠を考えている。即ち我々がより高次の類への上昇並びにより低次の種への下降において体系的関連を理念において完成する場合には、あらゆる多様は唯一の最高の類から増加する規定のあらゆる度を通じて派生するが故に相互に類同的となるからである (A 658 = B 686)。連続性の原則も理性の関心に基づくことされる (A 668 = B 696)。この連続性の原則も先験的原則 (自然における連続性の原則) を前提するという (A 660 = B 688)。斯かる先験的原則がなければ悟性の使用は連続性の論理的原理により誤って指導されるのみであるという。それではそれはどういうことであろうか。Kant によると「形式のこの連続性は単なる理念であって之に合致する対象は経験において示され得ない。というわけは自然における種は現実においては分割されていてそれ自身不連続量を構成せねばならぬ、そしてもし自然の類同性における段階的進行が連続的だとすると、自然は与えられた二つの種の中間に存する中間項の真の無限性を含まねばならぬことになるであろうが、それ

は不可能であるという理由だけではない。更にこの原則については規定された経験的使用ができないこともその理由である。なぜならこの法則によっては種の差異性の階段がどの方向へ且つどこまで探求されなければならないかという類同性の徴表は少しも示されないで、単に斯かる階段を提示しなければならぬという一般的指示が示されるにとどまるからである」(A661=B689)。

類、種及び種の連続性の論理的原理は或る理念を前提していると解される。種の連続性の論理的原理は「形式の連続性」の理念を前提すると明言されている。それでは類の論理的原理及び種の論理的原理は如何なる理念を前提しているであろうか。類の論理的原理の説明のところに原力の理念が登場している。さて絶対的原力が理念として想定される場合、相対的原力から絶対的原力への遡源がなされている。之は一つの類より更に包括的な類への遡源であると解されよう。そうするとここに最高類の理念が想定されているといえよう。¹⁾ 種の論理的原理によって一つの種からより低次の種への下降が要求されていよう。すると種の論理的原理は最低種の理念を前提するといえよう。²⁾ 之らの論理的原理が前提する諸理念は、A.C.Ewingのいう如く、³⁾ 統制的理念であろう。R.Zocherは之らの諸理念を体系化形式と看做しているが、⁴⁾ 之らの理念は上述の三つの先験的理念と如何なる関係にあるであろうか。私はここで反省概念についてのKantの考察をとりあげることにした。

2. 反省概念

1) 反省

Kantは反省について次のように規定している。「反省は直接対象に関して概念を得んがために対象そのものに関わるものではない。反省は、我々がその下において概念に到達し得る主観的制約を我々が見出すことに先ず著手する心性の状態である。反省は我々の様々な認識源泉に対する所与表象の關係の意識であり、之によってのみ所与表象の相互の關係が正しく規定され得るのである」(A260=B316)。反省は次のようにも換言されている。「反省、即ち所与表象が属する認識能力の区別」というようにである(A261=B317)。

Kantはいう。「概念はそれの客観がどこに属するか、ヌーメナとして悟性に、それともフェノメナとして感性に属するかということを気かけずに論理

的に比較され得る。しかし我々が之らの概念を以て対象に向おうとするなら、その対象が如何なる認識能力にとっての対象であるのか、純粹悟性にとってのか感性にとってのかということについての先験的反省が先ず必要である」(A269=B325)。Kantは先験的反省について次のようにも規定している。

「それにおいて比較がなされるどころの認識能力と表象一般との比較をまとめる働き、そして表象が純粹悟性に属するものとして相互に比較され得るか、それとも感性的直観に属するものとして相互に比較され得るかを区別する働き、之を私は先験的反省と名付ける」(A261=B317)。

Kantは「我々が概念に対し感性のうちにおいてまたは純粹悟性のうちにおいて与える位置」としての「先験的場所」について述べ(A268=B324)、先験的位置論を構想している。先験的位置論は先験的反省を含む(Vgl. A269=B325)。Kantは論理的場所を先験的場所から区別している。「その下に多くの認識が属するところのあらゆる概念、あらゆる項目を論理的場所とよぶことができる。」そしてそれに基づくのが、Aristotelesの論理的位置論であるという(A268=B324)。そしてそれについてのKantの補足説明から論理的位置論は反省を含まないということができよう。論理的位置論は論理的反省を含むといわれるであろうが、論理的反省は、Kantによると、比較にすぎないのである(A262=B318)。「なぜなら論理的反省にあっては所与表象の属する認識能力は全く思考の外におかれ、したがって所与表象はその位置に関しては心性のうちにあるものであり、同種的として扱われるべきであるからである」(A262=B318-9)。Kantによると、先験的反省のみが表象相互の關係を規定し得るのである(Vgl. A262=B318)。「斯くして物が一樣なるか異なるか、合致するか反対するか等の問題は単なる比較によって概念そのものから直ちに決せられることはできぬ。却ってそれは物の属する認識方法の区別によって、即ち先験的反省を俟って初めて決せられ得るのである」(A262=B318)。Kantによると「概念が心性の状態において相互に属し得る關係は、一樣性と差異性、一致と反対、内的なものとの外的なもの、最後に規定され得るものと規定(質料と形式)の關係である。この關係の正当なる規定は概念が如何なる認識能力のうちにおいて主観的に相属するか、感性のうちにおいてであるか悟性のうちにおいてであるか、に基づく」(A261=B317)。一樣性と差異性、一致と反

対、内的なものとの外的なもの、質料と形式の関係の規定には反省が必要であり、その故に一様性と差異性等々は反省概念とよばれたと解される。

2) 反省概念と範疇

この反省概念は範疇とどのような関係にあるのだろうか。之についてはProlegomena §39の次の文が参照されなければならない。「同様に範疇の手引きに従って反省概念の名の下に一つの表にした概念が存在論において許可も正当な権利要求もなしに純粹悟性概念のうちに混入しているが、後者は結合の概念であり、したがって客観そのものの概念であるのに対し、前者は既に与えられた概念の単なる比較の概念であるにすぎず、そのため全く別の本性と使用をもつのである」(Ak. IV., S. 326)。Kantはこう述べて『批判』の260ページで之に言及したと付言している。反省概念と範疇の関係は『批判』においては次のように述べられている。「先験的位置論はあらゆる比較と区別の前述の四つの項目より多くの項目を有しない。この項目は、それによって対象がその概念を構成するもの(量, 実在性)に関して表わされるのではなく、物の概念に先行するところの表象比較のみがそのあらゆる多様性において表わされるということによって範疇から区別されるのである。さてこの比較は先ず反省を必要とする」(A 269=B 325)。

先験的反省は何を目的としているのであろうか。Kantによると、先験的位置論を有しないLeibnizは「反省概念の多義性に欺かれて世界の知性的体系を樹立した。というよりは寧ろかれは、あらゆる対象をただ悟性と悟性の思惟の分離された形式的概念とによって比較し、以て物の内的性質を認識すると信じた」(A 270=B 326)。先験的反省はLeibnizと同じ誤りに陥らぬようにするために特にKantが要求したものであろう。

一様性と差異性等々の項目は対象概念を構成するものではなく、与えられた対象概念の比較と区別の項目であることが判った。之に対して範疇は対象概念を構成するものであり、「客観そのものの概念」であることが判った。この意味において一様性と差異性等々の反省概念は対象概念を構成する内容の如何には関わらないということができよう。

3) 反省概念と体系化形式としての理念

反省概念として一様性と差異性の概念のみをとり

あげるとする。一様性と差異性の概念と体系化形式としての最高類、最低種及び「形式の連続性」の理念とは如何なる関係にあるのであろうか。最高類を探求するのに同一性に注目する必要がある、最低種を探求するには差異性に注目することが必要であるとしたら(Vgl. A 654=B 682)、一様性及び差異性の概念と最高類及び最低種の理念との対応は明らかであろう。反省概念が対象概念を構成するものではなく、対象の内容的規定に関わるものではないのに対応して、体系化形式としての理念も対象の概念の内容に関わらないといえよう。その意味においてこれらの論理的原理が前提する理念は三つの先験的理念から区別され得ると思われる。⁵⁾ 私は範疇と三つの先験的理念とがともに対象の概念の内容に関わる概念として相対応するものであると考える(Vgl. A 321=B 378, A 323=B 379)。

3. 先験的理念の二つの使用

Kantは先験的理念の使用を二つに分けて考えている。「恐らく先験的理念は良き使用、したがって内在的使用を有するであろう。もっともその意義が誤解され先験的理念が現実的事物の概念として解されると、それら理念は超驗的に適用され、その故に欺瞞的となることが可能である。というのは理念それ自身ではなくして単に理念の使用が全可能的経験に関して飛越的(超驗的)であったり国内的(内在的)であったりすることが可能だからである。その場合理念に対応すると誤想された対象に直接理念が向けられるか、それとも悟性使用の関わる対象に関しての悟性使用一般にのみ理念が向けられるかに応じてである」(A 643=B 671)。

Kantは理念の二つの使用について次のように述べている。「実際、純粹理性は己自身にのみ関わるのであって、それ以外の仕事をもつことができない。というのは経験概念の統一のために理性に対象が与えられるのではなくして、理性概念の統一のために、換言すれば原理における関連の統一のために理性に悟性認識が与えられるからである。理性統一は体系の統一であり、この体系的統一は、この統一を対象に及ぼすための原則として客観的に理性に役立つのではなく、この統一を対象のあらゆる可能的経験的認識に及ぼすための格率として主観的に理性に役立つのである。とはいえ、理性が経験的悟性使用に与え得る体系的関連は、この悟性使用の拡張を促進するのみならず、同時にまたこの悟性使用の正当性を確認する。そのような体系的統一の原理は客観的でもある。しかし無限定の仕方にお

いてである。つまりその直接の対象に関して何かを規定するための構成的原理としてではなく、悟性の知らぬ新しい道を拓くことにより理性の経験的使用を無限（無限定）に促進し確立し、しかもその際経験的使用の法則に全然背反することのない単に統制的なる原則と格率としてである。しかし理性がこの体系的統一を思惟し得るのは、理性がその理念に対して、如何なる経験によっても与えられ得ぬ対象を同時に与えるという仕方によってのみである。経験は完全なる体系的統一の例を決して与えないのである。この理性体（ens rationis ratiocinatae）はなる程単なる理念である。したがってそれは端的にそれ自体において、現実的なものとして想定されず（我々が如何なる悟性概念によってもそれに到達し得ぬが故に）単に問題的に根底に置かれる。それは感性界の物がこの理性体のうちに根拠を有するかのようにならぬ物のあらゆる結合をみなさんがためである。その場合単に体系的統一を理性体の上に基礎づけることを意図してである。この体系的統一は理性にとって不可欠であり、経験的悟性認識に対していづれにしても促進的であり決して妨害的たり得ぬのである」（A 680-1=B 708-9）。上に引用した箇所に登場する理念は三つの先験的理念であろうか。それとも体系化形式としての理念であろうか。後者でなければならないと考えられる。

Kantは次のようにも述べている。「或るものが私の理性に対して、端的に対象として与えられるか、理念における対象として与えられるか、ということの間には大きな相異がある。第一の場合には私の概念は対象を規定することに向う。第二の場合にはそれは実際は、如何なる対象も直接にはそれに許容されぬところの、また仮説的にも全く許容されぬところの図式であるにすぎない。斯かる図式はこの理念に対する関係により他の諸対象を、それらの体系的統一に従って、したがって間接的に表象するのに役立つ。それで私はいう。最高睿智の概念は単なる理念である。即ちその概念の客観的實在性は、その概念が対象に直接連関するということにおいて成立すべきではない（というのはそういう意味においては我々はその概念の客観的妥当性を正当化できぬであろうから）。却ってこの概念は、物一般の概念の、最大の理性統一の制約に従って秩序づけられた図式であるにすぎない。この図式は我々の理性の経験的使用における最大の体系的統一を獲得するためにのみ役立つ。それは、経験の対象を、いわばその根拠或いは原因としての、この理念の想像的对象から導き出すということによってで

ある。……さて三つの先験的理念（心理学的、宇宙論的、神学的）はそれらに対応する対象や対象の規定に直接には連関しないにも拘らず、理性の経験的使用のあらゆる規則は理念におけるそのような対象の前提の下に体系的統一に導くのであり常に経験認識を拡張するが、決して経験認識に背反し得ない、ということが示され得るならば、そのような理念に従って処理することは理性の必然的格率である。そして之が思弁的理性のあらゆる理念の先験的演繹である。但し経験が与え得るより以上の対象に我々の認識を拡張する構成的原理としての理念についてではなく、経験的認識一般の多様の体系的統一の統制的原理としての理念についての先験的演繹である。経験的認識一般は斯かる理念なしに悟性原則の単なる使用によりなされ得るであろう以上に、この統制的原理による場合には経験的認識自身の限界内において開拓され規正されるのである」（A 670-1=B 698-9）。上に引用した箇所においてはKantは三つの先験的理念を体系化形式とみている。そして先験的理念の統制的使用について語っている。⁶⁾

4. 弁証的理性推理

1) 三つの弁証的理性推理

先験的理念は弁証的推理と如何なる関係にあるのであろうか。Kantは三つの先験的理念に応じて三つの弁証的理性推理を挙げる。弁証的理性推理というのは「何ら経験的前提を含まぬところの、そして我々は之によって我々の知っている或るものから、我々がそれについて何ら概念を有さぬ他の或るもの、にも拘らずそれに不可避的仮象により客観的實在性を与えてしまうという他の或るものへと推論するという理性推理」（A 339=B 397）である。三つの弁証的理性推理についてのKantの説明は次の如くである。「第一類の理性推理においては私は全く多様を含まぬところの主観の先験的概念からこの主観そのもの——この主観については私はこういう仕方では何ら概念を有しないが——の絶対的統一を推論する。私はこの弁証的推理を先験的誤謬推理と名づけるであろう。弁証的推理の第二類は与えられた現象一般の制約の系列の絶対的完全性という先験的概念を目的として計画されている。そして一方の側における系列の無制約的総合的統一について常に自己矛盾的概念を有するということから私は之に対立する統一——それについて私は何ら概念を有しないけれども——の正当性を推論する。私は之らの弁証的推理

における理性の状態を純粹理性の二律背反と名付けるであろう。最後に弁証的推理の第三類によると、私は私に与えられ得る限りにおいての対象一般を思惟する制約の全体性から物一般の可能性のあらゆる制約の絶対的総合的統一を推論する。……この弁証的理性推理を私は純粹理性の理想と名付けるであろう」(A340=B397-8)。私は第一類及び第二類の弁証的理性推理について考察することにしたい。

2) 第一類の弁証的理性推理

「純粹理性の誤謬推理について」なる章は、『批判』の第一版と第二版とで叙述を異にする部分を含む。私は先ず第二版における「純粹理性の誤謬推理について」なる章について考察したい。

④「純粹理性の誤謬推理について」(第二版)

Kantによると、「あらゆる思惟に際して現われる限りにおける自我のこの概念からあらゆる経験(自我をより詳細に具体的に規定するところの)とは独立に推論され得る以上の何ものをも心について知ることを要求しない」心理学が合理的心理学である(A342=B400)。Kantは合理的心理学の命題について次のような説明を与えている。

「命題『我思惟す』を経験的命題と私がよんだ場合それによって私が言おうとするのは、この命題における自我が経験的表象であるというのではなく、むしろそれが思惟一般に属するが故に純粹に知的であるということである。しかし思惟に質料を供給する何らかの経験的表象なくしては『我思惟す』の働きは生起しないであろう、そうして経験的なものは純粹な知的能力の適用または使用の制約であるにすぎない」(B423Anm.)。経験的命題としての「我思惟す」なる命題は、Kantによれば、「無規定的直観即ち知覚を表わす(というのは感性に属する感覚が既にこの存在命題の根底に存することをこの命題は証明しているから)。この命題は知覚の客体を範疇により時間に関して規定すべき経験に先行する。存在はここでもなお範疇ではない。範疇は無規定的に与えられた客体には連関せず、ひとがそれについて概念を有し、それがこの概念の外にも定立されているかどうかを知ろうとするところのものに連関する。ここでは無規定的知覚は与えられた実在的なもののみを意味するが、その場合実在的なものはしかもただ思惟一般に対して与えられたものである。したがって現象(Erscheinung)としてではなく、また事物自体(ヌーメノン)としてでもなく、実際に存在

し、命題『我思惟す』においてそのようなものとして示されるところのものとして与えられたものである」(B422-3Anm.)。「我思惟す」なる働きが生起する場合、我について無規定的知覚が生ずるのである。「我思惟す」なる働きが生起するためには知的表象としての我が前提されるのである。Kantは次のように述べている。「第一の命題〔『我思惟す』の命題〕において私の現存在は与えられたものとみなされる。というのはそれはあらゆる思惟体が存在するといわずに(もしいうとしたらそれは同時に絶対的必然性を、したがって余りに多くのことを思惟体についていうことになる)、私は思惟しつつ存在するというのみであるから、それ故にこの命題は経験的であり、単に時間における私の表象に関しての私の現存在の被規定可能性を含む。しかしこのためには〔規定されるためには〕私はまずまた持続的なものを必要とするが、そのようなものは私が自己を思惟する限りにおいて私に対し内的直観において全く与えられていないので、私が実体として存在するのか、それとも偶性として存在するのかという私が存在する仕方はこの単純な自己意識によっては全く規定され得ないのである」(B420)。

B420, B422-3Anm.の叙述に従うと、合理的心理学の第一の命題「心は実体である」は誤っている。⁷⁾ そもそも「我思惟す」なる経験的命題は時間における私の表象に関しての私の現存在の被規定可能性を含むのみで、被規定性を含まない。時間における私の表象に関しての私の現存在の被規定性のためには持続的なものを必要とするのである。内的直観においてそのような持続的なものは与えられていないので実体の範疇の適用の感性的制約が欠けている。しかるに合理的心理学は「心が実体である」という命題を提示しているのだから、合理的心理学は誤りを犯している。合理的心理学は範疇の誤用の上に立っている。

Kantは、合理的心理学がその上に築かれるという「我思惟す」なる命題が自己知覚を表わし、ひとはこの命題において内的経験を有し、したがって「合理的心理学は決して純粹ではなく部分的に経験的原理を基礎とするものである」と述べている(Vgl. A342-3=B400-1)。B420, B422-3Anm.においては、「我思惟す」なる命題における我に実体の範疇を適用することはできないと主張されている。

合理的心理学の命題は次の如くである。

1. 心は実体である。
2. その性質に関しては単純である。
3. 心の存する様々な時間に関しては数的に同一である。即ち単一性である（数多性ではない）。
4. 空間における可能的対象との関係のうちにある」(A344=B402)。

合理的心理学は関係の範疇から始めて総合的方法を採り、範疇の系列を逆に進み、命題1から命題4に到るのである（Vgl. B416）。命題4は合理的心理学の命題であろうか。命題4は様相の範疇と対応しているであろうか。Kant自身、命題4と様相の範疇との関係の捉えにくさについて言及している（A345=B402-3Anm.）。命題4とは異なる命題が合理的心理学の命題として提示されるべきではなかったか（Vgl. B427）。Kantは、心が一切の物質から離れた自己の存在を意識している、という命題——之を命題4'とすることにする——を合理的心理学の命題として提示してもいと解される（Vgl. B409）。Kantは命題1が誤っているとみる。命題2, 3, 4'は命題1からの総合的前進により得られたものであり、誤りであるとKantはみる。

◎「純粹理性の誤謬推理について」(第一版)

Kantは合理的心理学の命題1, 2, 3及び4をそれぞれ誤謬推理に連関せしめている（A348, 351, 361, 366）。Kantは命題4を「(外的関係の)観念性の第四の誤謬推理」に連関せしめていると解されるが、Kantはこの連関のさせ方に問題があると考えたようである。その故に彼は『批判』の第二版の刊行に際し、観念性の第四の誤謬推理の項を完全に削除したのである。彼は『批判』の第二版において合理的心理学の命題4の代りに命題4'を提示していると解される。それでは命題4'に如何なる誤謬推理が連関するとKantは考えるのであろうか。之は考察を要する問題である。

◎ 誤謬推理と範疇の誤用

『批判』の第一版及び第二版においてKantは合理的心理学の四番目の命題として命題4の代りに命題4'を提示することを考えていたと思われる。それでは命題4'に如何なる先験的誤謬推理が対応しているであろうか。第二版においては命題4'に如何なる誤謬推理も対応していない。第一版においても命題1, 2, 3及び4に対してはそれぞれ先験的誤謬推理が対応せしめられているが、命題4と誤謬

推理との関係は把握し難い。第一版において命題4'には如何なる誤謬推理も対応せしめられていない。Kantは第二版においては合理的心理学の各命題にそれぞれ先験的誤謬推理を対応させるということをしせずに、命題1に対してのみ先験的誤謬推理を対応させ、命題2, 3, 4'は命題1からの総合的前進により到達され得るものと看做している。

さてA340=B397-8及びB411において合理的心理学の命題1が誤謬推理により引き出されたものであることが指摘されている。Kantは合理的心理学で行なわれている推理は実体範疇の誤用を含むと考えたのであろう。

媒概念多義の誤謬を犯している推理の結論が内容的に常に誤っていると我々は断定できるであろうか。我々がいい得るのは、媒概念多義の誤謬を犯している推理の結論は推理の大前提からは帰結しないということのみではなからうか。Kantは第一類の弁証的推理が媒概念多義の誤謬を犯しており、その結論は誤っているというが、第一類の弁証的推理が実体範疇の誤用をしているが故にその結論は誤ったものとなったのではなからうか。このように解し得るとすれば、第一類の弁証的推理により心の理念の構成的使用がなされるのではないかと考えることができよう。心の理念に対して理念における対象（実在性における対象と異なる）を想定することは何ら誤りではない。斯かる理念における対象は統制的原理の図式たるものである。しかし心の理念に対して実在性における対象を想定するならば、それは心の理念の構成的使用なのである。

3) 第二類の弁証的理性推理

第二類の弁証的推理は世界の理念に対応するものである。この推理に基づくのが純粹理性の二律背反であるとされている。「純粹理性の全二律背反は弁証的論証に基づく。即ち被制約者が与えられているなら、そのあらゆる制約の全系列も与えられている。さて感官の対象は被制約的なものとして我々に与えられている。したがって云々」(A497=B525)。この推論の問題点は「宇宙的理性推理の大前提が被制約者を純粹範疇の先験的意味に解し、小前提がそれを単なる現象へ適用された悟性概念の経験的意味に解する」ことのうちに存する（A499=B527）。第一類の弁証的推理は媒概念多義の誤謬を犯しているが故に、その推理の大前提からその推理の結論は論理的に帰結しない、ということをお我々はみた。第

一類の弁証的推理の結論が誤りであるのはその推理により範疇の誤用がなされるからである、ということのみ。第二類の弁証的推理についても同様に考えることができるであろうか。

Kantは範疇の四つの類に応じて四つの宇宙論的理念を挙げている。「あらゆる現象の与えられた全体の合成の絶対的完全性」、「現象における与えられた全体の分割の絶対的完全性」、「現象一般の生起の絶対的完全性」及び「現象における変易的なものの現存在の依存性の絶対的完全性」の四つの理念である(Vgl. A415=B443)。Kantによると、無制約者は「それにおいてあらゆる項が例外なく被制約的であらゆる項の全体のみが端的に無制約的であるところの全体の系列においてのみ成立する」ものとして、或いは「系列の他の項はそれに従属するがそれ自身は他の如何なる制約の下にも立たぬところの系列の一部」として理解され得る(Vgl. A417=B445)。無制約者の理解の仕方が二通りあるが故に、四つの宇宙論的理念に対応して四組の定立・反定立が成立するとされる。四組の定立・反定立は弁証的推理に基づくこととされる。四組の定立・反定立が弁証的推理に基づくということによって主張され得るのは、その弁証的推理の大前提からはその結論は帰結しないということのみであって、四組の定立・反定立が内容的に誤っているということではない。

「我々が我々の理性を単に悟性原則の使用のために経験の対象に向けるだけでなく、経験の限界を越えて悟性原則を拡張せんと敢えてすれば、経験において確証される望みもなく、といて反駁をおそれる必要もないところの……弁証的命題が生じる」(A421=B448-9)。

このことばからすると、誤謬を生じさせる原因として範疇の誤用を挙げていると先ず考えられよう。しかし四組の二律背反の定立・反定立がすべて誤謬であるとはKantは考えていないのである。Kantは第一、第二の二律背反の定立・反定立は誤謬であるというが、第三、第四の二律背反の定立・反定立は真であり得るというのである。そうすると第一、第二の二律背反の定立・反定立は誤謬推理による範疇の誤用を含むが故に誤謬であるということになる。第三、第四の二律背反の定立・反定立が誤謬でないということは、之らの命題は誤謬推理による範疇の誤用を含まぬと解されよう。第三、第四の二律背反の定立・反定立は何故誤謬推理をもととしないということになったのであろうか。それは第三、第

四の二律背反が力学的遡源に関わるからであろう。

第一、第二の二律背反の矛盾を除去した場合「我々は到る処で制約を空間・時間の諸関係に従って被制約者に属するものとして表象した」(A528=B556)。「この関係において、与えられた被制約者に対する制約の系列における全体性の弁証的表象もまた徹頭徹尾同種であった。制約と被制約者が系列の諸項として結合され、それにより同種であるところの系列がとに角あった」(A528=B556)。そこでは系列における背進は完結したものは決して考えられ得ないのである。ところが第一、第二の二律背反の定立において系列における背進が完結したものと考えられ、被制約者が第一項として、無制約的として想定されたのである。この場合無制約者が与えられていると看做されているのであり、この無制約者に対する被制約者は「純粹範疇の先験的意味」に解されていよう。他方与えられた被制約者は「悟性概念の経験的意味」に解されているのだから、第一、第二の二律背反の定立は誤謬推理に基づくものである。第一、第二の二律背反の反定立は、制約の系列における制約の全体性を与えられたものと看做し、したがって制約の全体性に対して被制約者を一方において「純粹範疇の先験的意味」に解し、他方において与えられた被制約者を「悟性概念の経験的意味」に解していよう。ここに誤謬推理が存する。第三、第四の二律背反が関わるころの力学的遡源については次のようなことがある。「感性的制約の力学的系列は、系列の一部ではなくして単に可想的として系列外に存するところの異種の制約をなお容認する。これによって理性に満足が与えられ、無制約者が現象の前に附けられる。といっても常に被制約的なものとしての現象の系列がそのために混乱せしめられ、悟性原則に反して断絶されるということはないのである」(A530-1=B558-9)。力学的遡源の場合誤謬推理は存しないと考えられる。

第三、第四の二律背反について我々はどうに考えるべきであろうか。第三の二律背反の定立は自由の先験的理念を、反定立は原因性の範疇の現象界への普遍的適用をひらき示すものではなかろうか。第四の二律背反の定立は無制約的必然的存在体の理念を提示し、反定立は現象の汎通的偶然性を示すものではなかろうか。

さて第三、第四の二律背反が弁証的理性推理に基づくのではないとしたら、Kantの先験的弁証論の根底に弁証的推理をみる立場は疑わしいものとなる

う。そうすると間接推理の三つの形式と三つの先験的理念と三つの弁証的理性推理との三者を相互に関連せしめる Kant の立場は疑わしいことになろう。Kant 自身、この連関を破っているといえよう。

結 論

Kant は先験的理念と体系化形式としての理念とを一方において区別しているが、他方において先験的理念を体系化形式と看做している。

先験的理念に応じて弁証的推理が存すると Kant はいう。弁証的推理により範疇の誤用がなされる。合理的心理学においては弁証的推理がなされている。合理的宇宙論においては第一、第二の二律背反に関して弁証的推理がなされているが、第三、第四の二律背反に関しては弁証的推理はなされていない。

弁証的推理による範疇の誤用の存する場合に先験的理念の構成的使用が見出されていると解される。弁証論をみてゆく場合、範疇の誤用は存しないか、⁸⁾ もしくは先験的理念の構成的使用が存しないかという点に注目すべきだと考える。⁹⁾

(注)

- 1) Cf. A.C.Ewing: A short commentary on Kant's critique of pure reason, 1938. Sixth Impression 1974, p. 257.
- 2) Cf. Ewing: op. cit., p. 257.
- 3) Ewing: op. cit., p. 258.
- 4) Rudolf Zocher: Zu Kants transzendentaler Deduktion der Ideen der reinen Vernunft, in: Zeitschrift für philosophische Forschung, Bd. 12 (1958), S. 56.
- 5) Vgl. Zocher: op. cit., S. 49f.
- 6) 之を問題視しているのが Jonathan Bennett である。Cf. Bennett: Kant's Dialectic, 1974, p. 272.
- 7) この点に関する Gerhard Funke の見解は示唆に富む。即ち Kant にとり心は経験の対象ではないとされているが、Hegel にとってはそれは理性の対象である、と Funke はいう。Hegel にとっては心は抽象的な悟性概念では捉えられない、というのは悟性の規定は心にとり価値のないものだから。Kant の批判はこの理性の概念には関わらない。Kant の理性批判は経験的なものが思惟の規定と異なることを決定させただけである。Cf. La théorie des antinomies dans la Critique de Kant par Hegel, in: Les

Etudes philosophiques, n° 4 (1981), p. 425f.

8) Funke は、範疇の誤用は存しないかという点に注目しているように解される。Cf. Funke: op. cit., p. 424.

9) Vgl. Zocher: op. cit., S. 49.